

シルバー110番・Q&A

高齢者のさまざまな悩みごとや心配ごとについて、専門家がお答えします。



法律

クレジット契約で
購入した商品が
届かない

Q 通信販売で約20万円の商品を購入するとにし、クレジット契約の分割払いで支払いました。ところが、商品が私の手元に届かないまま、クレジット会社の代金の引き落としはされています。どうすれば良いでしょうか。

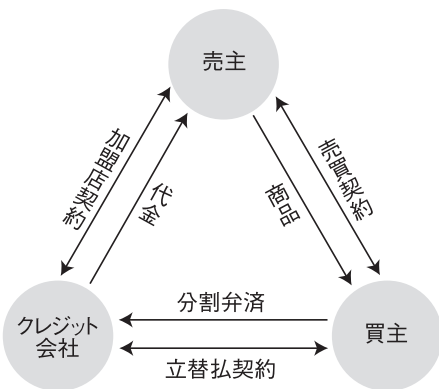
A あなたが商店等から商品を購入することを、法律的には売買契約と言います。売買契約では、商店にはあなたに商品を渡す義務があり、あなたは商店に代金を支払う義務があります。

高額な商品を購入するときなど、一度に代金を支払えない場合、クレジット契約がよく用いられます。クレジット契約は、あなたが商店に負う代金支払義務を、クレジット会社が立替払いをしてくれ、あなたは立替えてもらったクレジット代金を後日クレジット会社に支払うこととなります。

あなたと商店との間は売買契約、商店とクレジット会社との間は加盟店契約、クレジット会社とあなたの間は立替払契約という3つの契約が一つの取引の中にあります（表参照）。

あなたに商品が届かないとすると、商店があなたへの商品引渡し義務に違反していることとなります。もし、売買契約（あなた・商

店）と立替払契約（あなた・クレジット会社）が全く別個の契約だとすれば、あなたは商品が手元にないにもかかわらずクレジット代金を全額払わされることになりかねません。しかし割賦販売法は、あなたの「商品をまだ受け取っていない」という言い分を商店だけでなくクレジット会社に対しても主張しても良い



と定めています。難しい言葉ですが、これを「抗弁の接続」と言います。

したがって、あなたはクレジット会社に対して自分の言い分を主張し、引き落としを中止してもらって下さい。この主張は後々の証拠を残すためにも、内容証明郵便で通知するのが良いでしょう。

弁護士 志摩 恭臣
しま やすおみ

税金

医療費控除について

Q 私には持病があり医療費がかかりますので、毎年確定申告して医療費控除を受けています。領収書の保管・整理・計算が大変ですが、頑張っています。今年は、医療費控除に大きな改正があるそうですが、確定申告で医療費控除を受けるときの注意点を教えてください。